



子育て information

石岡市の子育て情報をお届けします！

申請期間
1月4日(月)
～29日(金)

ひとり親家庭などに小学校入学祝金

☎①こども福祉課 Tel 23-7331 ②社会福祉課 Tel 23-5569

4月に小学校に入学する子を持つひとり親家庭などを対象に、祝金を贈呈します。この入学祝金は寄付金で実施する事業です。

対象者 令和3年1月1日現在石岡市に居住し、住民登録がある人で、小学校へ入学する児童を養育しており、①または②に該当する人

①父・母で配偶者のいない人（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象外）または、父母以外で児童を養育している人

②身体障害者手帳の所持者

祝金額 ①2万円 ②5万円

※①と②両方の該当者は7万円

申請窓口 ①こども福祉課

②社会福祉課

※支所市民窓口課では①と②どちらも申請可能

持ち物

①認め印・戸籍謄本（受給資格者および対象児童のもので、申請日前1か月以内発行のもの）

②認め印・身体障害者手帳

申請期間
2月26日(金)

ひとり親世帯臨時特別給付金

☎こども福祉課 Tel 23-7331

新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた、ひとり親世帯の生活を支援しています。申請がお済みでない人は手続きをお願いします。

■基本給付

対象者

①公的年金等を受給していて、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になっている人

給付額 1世帯（第1子）5万円

第2子以降1人につき3万円の加算

■追加給付

対象者

基本給付対象の①に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人

給付額 1世帯5万円



◀詳細はこちらのHPをご確認ください。

◎子育てに関する相談・お問い合わせはこちらへ

◎こども福祉課

保 育 Tel 23-5583

児童福祉 Tel 23-7331

◎健康増進課

石岡保健センター Tel 24-1386

八郷保健センター Tel 43-6655

◎子育て世代包括支援センター

Tel 24-1390



妊娠・出産・子育てに関する情報の確認や日々の記録に母子健康手帳アプリ(無料)

背景は市の公認マスコットキャラクター「嗜(たしな) みうさぎ モモア」(左)と「満喫うさぎ カイ」(右)



「さつまいとりんごの白和え」



材料（4人分）

さつまいも	中1本
りんご	200g
絹さや	30g
木綿豆腐	250g

A	マヨネーズ・練白ごま・砂糖	各大さじ1
	味噌	小さじ1
	塩	少々
	サワークリーム	小さじ2

作り方

- ①さつまいもは皮つきのまま1cm角のさいの目に切り、水にさらし4～5分ゆでて湯をきる。
- ②りんごも皮つきのまま1cm角のさいの目に切り、塩水にさっとさらし、水気をきる。
- ③絹さやは筋を取って塩ゆでし、1cm幅に切る。
- ④豆腐は沸騰した湯にくずし入れ、1～2分ゆでてざるに取り、水気をよくきってさます。
- ⑤ボールに④を入れゴムベラで練り、Aの調味料を入れてよく混ぜ合わせ①～③の材料を入れて和え、器に盛る。

（1人分：エネルギー 222kcal、食塩相当量 0.5g）

point!

☆お正月料理の箸休めにもおすすめの一品です。りんごやサワークリームを使用しているのであっさりとした味わいです。
☆豆腐を使用しているのでカロリーも控えめです。

消費生活ホットライン

消費生活センター

（市役所本庁舎内）Tel 22-2950

受付時間／月～金の午前10時～正午・午後1時～4時30分

若者がねらわれる!?

民法改正で成年年齢が18歳に

民法改正で2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

未成年者が法律で保護されているのに対し、成年に達すると親の同意を得ずに自分の意思で様々な契約ができるようになり、その契約についての責任も自分で負うことになります。



“変わること”と“変わらないこと”

○18歳からできること

- ・親の同意なしでの契約
クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、部屋を借りるなど

- ・結婚できる最低年齢 男女とも18歳に統一
 - ・公認会計士や司法書士などの国家資格取得など
- #### ○20歳のまま変わらないこと

飲酒や喫煙、公営ギャンブルに関する年齢制限は健康への影響や非行防止等の観点から変わりません。また、国民年金の加入義務が生じる年齢も、従来のまま20歳以上となっています。

成年に達したばかりの若者がねらわれる

未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ未成年者取消権は成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの若者が、悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。

スマホやSNSの情報をきっかけに、社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれるケースは今も少なくありません。

困ったときには一人で悩まずに、家族や消費生活センターなど信頼できる人に相談しましょう。